

教社第 1811 号
令和 3 年 3 月 25 日

県立美術館長
県立図書館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立考古博物館長

様

社会教育課長

年度当初の研修での留意事項について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から年度当初の研修での留意事項に関する周知要請があったため、別添のとおりお知らせします。

【本件問い合わせ先】

社会教育課 施設・管理班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL:078-362-9434 FAX:078-362-3927

Email:syakaikyoiukuka@pref.hyogo.lg.jp

教社第 1811 号
令和 3 年 3 月 25 日

兵庫陶芸美術館長
横尾忠則現代美術館長
様

教育委員会事務局
社会教育課長

年度当初の研修での留意事項について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から年度当初の研修での留意事項に関する周知要請があったため、別添のとおりお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課 澤井
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL:078-362-9434 FAX:078-362-3927
Email:syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

教社第 1811 号
令和 3 年 3 月 25 日

各市町教育委員会社会教育施設主管課 御中

兵庫県教育委員会事務局
社会教育課

年度当初の研修での留意事項について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から年度当初の研修での留意事項に関する周知要請があったため、別添のとおりお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL:078-362-9434 FAX:078-362-3927
Email:syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 25 日

企画県民部知事公室芸術文化課 御中

教育委員会事務局
社 会 教 育 課

年度当初の研修での留意事項について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から年度当初の研修での留意事項に関する周知要請があったため、別添写しのとおり兵庫陶芸美術館長並びに横尾忠則現代美術館長あてに通知しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課 澤井
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL:078-362-9434 FAX:078-362-3927
Email:syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和3年3月25日

各教育事務所 御中

社 会 教 育 課

年度当初の研修での留意事項について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から年度当初の研修での留意事項に関する周知要請があったため、別添写しのとおり各市町社会教育施設担当課あてに依頼しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL:078-362-9434 FAX:078-362-3927
Email:syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

関係各府省庁におかれては、年度当初の研修における感染防止策の徹底と関係団体への留意事項の周知徹底をお願いします。



事務連絡
令和3年3月23日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

年度当初の研修での留意事項について

平素より新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要である中、特に、年度当初は研修が多くなり、人の移動、飲食の場面が想定されることから、別紙のとおり、留意事項をとりまとめました。

関係各府省庁におかれては、研修を実施する際には、オンラインによる研修の検討、業種別ガイドラインの遵守徹底、研修時期の見直し、研修時の懇親会等の自粛など、必要な感染防止策の実施を御検討いただくようお願いいたします。

また、関係各府省庁におかれては、関係団体（地方公共団体、経済団体等）に対し、年度当初の研修での留意事項を周知いただき、必要な感染防止策の実施を勧奨していただくようお願いいたします。

年度当初の研修での留意事項について

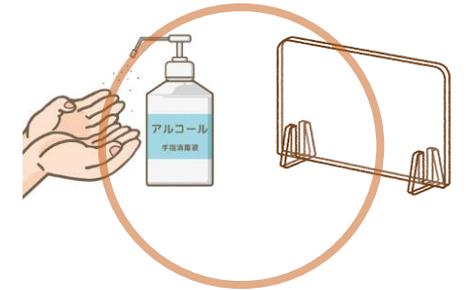
1. オンラインによる研修の検討

人の移動、人の集合による三密を避ける観点から、可能な限り、オンラインによる研修の開催を検討する。



2. 業種別ガイドラインの遵守徹底

研修や出張等については、業種別ガイドライン（オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等）の遵守徹底を図る。



3. 研修時期の見直し

感染状況等を踏まえ、研修の時期を見直す（分散開催も検討）。

4. 研修時の懇親会等の自粛

感染状況等を踏まえ、研修時に行われる懇親会等は、当面、開催の自粛を強く促す。

